



桜が満開でした(4月上旬) <市役所南側広場にて>

令和8年度5会計予算を賛成多数で可決

火災予防の普及啓発のため火災予防条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

3月定例会

3月定例会が、2月25日から3月23日までの27日間の会期で開かれました。この定例会では、令和7年度一般会計ほか2会計の補正予算、令和8年度5会計予算、綾瀬市行政手続条例の一部を改正する条例、市道路線の廃止・認定など、市長から提出された25議案を審議し、それぞれ可決しました。議員提出議案では、意見書1件を可決、2件を否決、決議1件を否決しました。

議案の詳細はこちら

施政方針 並びに新年度予算

市長は、令和8年度一般会計予算367億3千万円を柱に、5会計予算を提案しました。併せて、新年度の施政方針演説を行い、「子育て支援の充実策として、妊娠生活や出産を応援する市独自の給付事業の実施、児童・生徒や青少年が抱える課題に対応するため、支援の拠点となる総合教育支援センターの供用開始、光綾公園では、バラの見頃に合わせ新たなお祭りを開催するなど、さまざまな施策に取り組むことで、30年先、50年先も持続的に発展していける市を築くため、引き続き総合計画2030の実現に向け、より一層まい進していく。」と述べています。

補正予算

一般会計(第10号)、後期高齢者医療事業特別会計(第2号)の2会計総額で3億9041万2千円増額するもの、公共下水道事業会計(第3号)は、資本的収入及び支出を8369万円増額するもので、3議案をそれぞれ可決しました。

条例

綾瀬市行政手続条例の一部を改正する条例をはじめとする11議案をそれぞれ可決しました。

和解

損害賠償請求事件について和解を成立させるもので、可決しました。

市道路線の廃止・認定

道路の払い下げに伴う廃止1件、早川中央土地区画整理事業に伴う道路の廃止3件と認定1件をそれぞれ可決しました。

議員提出議案

○平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する政策の推進を求める意見書
 平和国家として、殺傷能力を有する武器の海外移転については、歯止めのかかる法体系を再構築するとともに、国民的議論を経た上で国策を推進されるよう強く求めるもので、可決しました。
 ○非核三原則の堅持を求める意見書
 核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いを受け止め、国是である非核三原則を堅持することを求めるもので、否決しました。
 ○国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
 国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図るため、国庫負担割合の引き上げを求めるもので、否決しました。

○外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議
 イランに対する軍事攻撃の当事国をはじめ、各国に対して、国際法を遵守し、武力ではなく対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について、早期に事態収拾を働きかけることを求めるもので、否決しました。



反対

●本予算は、市民の未来につながる視点が十分に示されていないと考える。第一に、市民不在の意思決定を指摘する。市民祭りの予算が計上されているが、目的や主体が不明確で、本来市民とともに進める事業にもかかわらず、市民が置き去りにされ、市民主体のまちづくりとは言えない。第二に、計画の後退と説明責任の欠如を指摘する。中心市街地活性化などに関するサウンディング調査は実施されず、計画の見通しが示されない中、必要であれば補正予算で対応するという姿勢は、市民への説明責任を果たしていない。道の駅の整備が見送

られたが、その代替案が十分に示されず、中小企業強靱化推進事業費や農業の担い手育成に関する経費は減少し、地域の稼ぐ力を高める施策は後退していると考えられる。第三に、将来に対する責任の放棄を指摘する。市長が掲げた定住人口の増加対策は、十分に具体化されているとは言えない。扶助費などの増加に対応するため、稼ぐ施策が不可欠であると考えられる。あやせローズガーデンは、多くの来園者を集める資源だが、市の発展に十分に結びつける戦略が見えない。市民とともにまちをつくる視点、厳しい時代に対する覚悟や、未来へのビジョンを生み出すことができないことから、本予算に反対する。(あやせ未来会議)

●病院誘致や学校給食費の無償化などに向けた施策を評価する一方、まちづくりに対する住民合意形成の欠如や税金の使い方の問題を指摘する。中心市街地推進事業費では、市民アンケートなどを通じ、まちづくりの構想を具現化するよう求める。ローズガーデンの維持費がこれまでの10倍以上となる問題を再度指摘する。落合・吉岡地域の区画整理事業では、工業用地ではなく、農地保全と農業生産高の向上に取り組むとともに、地産地消や学校給食への供給体制の構築を求める。公民館などの使用料は無料が原則という視点に立ち、市民の声に耳を傾けるべきである。指定管理者制度では、営利企業による運営が、労働条件の悪化を

招いていることを指摘する。マイナンバー制度とガバメントクラウドの推進では、国による国民監視強化と、国内外への個人情報流出の危険性を指摘する。医療費助成の年齢制限、障害者愛護手当の縮小や学校プール開放の中止を問題視する。税金滞納者への滞納処分では、対象者の生活に寄り添い対応するよう望む。厚木基地との交流事業を中止するとともに、オスプレイの飛行停止や、不平等な日米地位協定の抜本的な改定を求める。国の悪政に対する防波堤の役割を果たすことを強く求め、本予算に反対する。(日本共産党あやせ)

●本予算案には中心市街地活性化に関する予算が含まれておらず、令和7年12月定例会ではサウンディング調査の中止が決定し、併せて道の駅の整備に対して、市長は慎重な姿勢を示しているが、8年度こそ検討を進めるべきである。市民の負担感を見極めた中で、道の駅の整備を判断し、中心市街地活性化を構想するよう要望する。タウンヒルズの解体に反対してきたが、新たな商業施設は、以前と比べ店舗や憩いの場が著しく減少している。市民が憩い、買い物などを楽しめる場となるよう求める。これまで文化会館などの指定管理者制度導入に反対してきた。市が直接管理運営することで、市民サービスや雇用が保障され

るものと考えられる。小学校の給食費は無償化、中学校は半額補助となっているが、子育て支援の観点から、給食費を完全無償化とし、さらに副食の地産地消を促進するよう求める。落合北部、吉岡東部地区の区画整理準備組合に対する支援が盛り込まれているが、地権者の意向を十分に酌み取り、周辺の学校環境へ配慮するよう要望する。夏の市民祭りや秋のイベントをなくし、新たな祭りを開催することに賛成するが、市主導ではなく市民が中心となり、親しまれる内容となるよう努力を求め、本予算に反対する。

※()は、会派名です。記載のないものは、会派を組んでいない議員の意見です。

市政に対する一般質問

一般質問



まちづくりの土台となる長期財政計画を作成しないか

岡 徳行

●30年後に向けたまちづくりについて

Q 人口減少や超高齢化社会を見据え、行財政運営の羅針盤となる計画や議論を深めていく組織体制が必要では。

A 財務体質強化のため、財政収支差拡大の抑制を目指した新たな行財政運営の基本方針策定に向け、議論を進めていく。新たな組織の設置は考

えていないが、引き続き調査研究していく。

Q 国は厚木基地に係る騒音コンターの見直しを発表したが、70デシベルを超える航空機騒音の回数は依然として変わらない。国にどのような申し入れを行うのか。

A 今回の見直しに関し、市民に対する国の丁寧な説明



市民が夢や希望を抱けるまちづくりのビジョンを問う

あやせ未来会議 安藤多恵子

●未来に向けた綾瀬のまちづくりについて

Q 中心市街地振興課の令和8年度予算は2万9千円だがこの内訳は。また、まちづくりに対する市長の考えは。

A 官公庁等への調整に係る出張旅費1万9千円と、消耗品費1万円である。また、市民が集うという大きなコンセプトの下、サウンディング



一般質問は、提出された議案にかかわらず、市政全般に対して、議員が執行者の考え方をたずねることができるものです。3月定例会では、3月16日・17日の本会議で14人の議員から質問が行われ、論議が繰り広げられました。以下は質問・答弁の概要です。(掲載は質問順、6ページまで続きます) 見出し下部の二次元コードから市議会ホームページに掲載の各議員の一般質問の録画映像にアクセスできます。

調査を始めさまざまな調査方法を取り入れ、幅広い視点で検討を進めている。

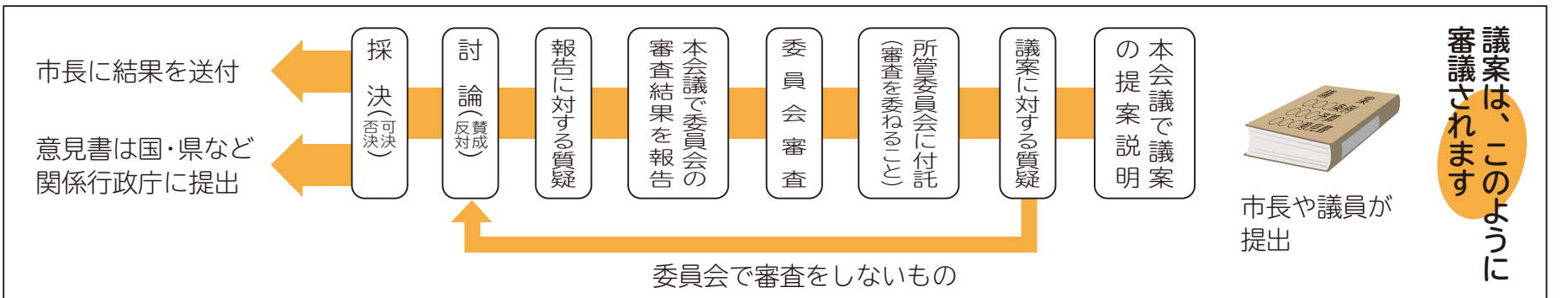
Q クーポン券配布の方法について

A 紙のクーポンと比較して電子クーポンに500円上乗せした理由は。また、デジタル弱者への配慮はあったのか。

●リサイクルプラザの在り方について

Q 環境行政の拠点としてリサイクルプラザを利活用してはどうか。

A 環境を学び、体験し、実践へとつなげる拠点として活用している。今後、施設をより一層活用し、多様な主体が参画可能な仕組みづくりを進め、市民の意識変化につながる取り組みを展開する。





新たな拠点形成から地域経済の発展を目指す戦略は



志政あやせ 古郡 敏正

● 落合・吉岡地区のまちづくりについて

Q これまでの経緯を踏まえ、権利者への事業説明や合意形成をどう進めていくか。

A 個別の面談や訪問を中心に、事業への懸念や不安の解消に努め、準備会や事業協力者と連携し進めていく。

Q どのような企業の誘致を想定しているか。また、周辺環境に配慮した産業の受け皿とするため、土地区画整理組合に求めるものは。

A 企業の立地促進等に関



もみの木園の新施設が完成し、4月1日から運用を開始しました

Q 国際情勢の不安定化により、輸入に依存する農業は一層厳しくなると予想されるが、持続可能な農業政策を進めるための方向性をどのように考えているか。

A 継続して生産者との関係を大切にしながら、地産地消のさらなる推進と販路拡大により、地域の資源を活用した施策を展開していく。

Q 総合計画2030の変更で影響を受ける市内生産者に対し、計画の変更をどのように説明しているか。

A パブリックコメントや広報などを通じ、生産者に限らず、市民へ周知している。



市公式マスコットキャラクター「あやびい」

付けた、商業分野でのPRの取り組み状況は。また、市内農産物などの販売の予定は。

A あやせローズガーデン内へ、市内商品用自動販売機の設置やグルメマップの配架を予定している。また、博覧会の出展審査を通過した際は、会場内で市内産農産物の販売会を実施予定である。

あやせ未来会議 畑井 陽子

持続可能な農業政策と地産地消の推進に対する考え



Q 稼ぐ農業を推進するため、生産者の販路拡大や所得向上対策をどう目指すか。

A 多角的な販路拡大が不可欠であると認識しており、消費者との接点を増やし、商品の付加価値を高めるほか、地産地消の普及啓発などを行い、今後も販路確保と所得向上を後押ししていく。

Q 市民の不安に寄り添うPFAS対策について

A 令和8年4月から適用となるPFASの新水質基準により、変更となる点は。

A 水質管理目標設定項目が水質基準へ変更となることで、水道事業者などに検査義務が課せられるが、市の対応に変更はない。



ごみの排出量を減らして環境負担の軽減へ



公明党 野田 広吉

● 可燃ごみの減量化について

Q 減量目標の達成状況と今後の目標は。

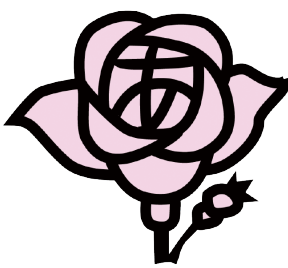
A 高座清掃施設組合と構成3市で策定した一般廃棄物処理基本計画で定めている令和9年度目標値に対し、ごみの年間焼却量と1人1日当たり家庭系可燃ごみ排出量の6年度実績値は、それぞれ約2,000トンと1日38グラムの乖離があり、未達成の状況である。9年度に予定する同計画の改定に合わせ、再度目標値を定めていく。

Q 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合を把握しているか。

A 令和3年度のごみ質組成分析調査では、全体の約4割が厨芥類、未利用食品廃棄物であった。次回は8年度に再調査を行う予定である。

Q 可燃ごみ1トン当たりに係る処理単価の推移は。

A 県の調査結果では、令和4年度が3万3,124円、5年度が3万4,241円となっている。



市の花「ばら」

を試算しているか。

A 令和6年度の家系系可燃ごみを例に試算した場合、1万1,931トンのうち4,772トンが生ごみ類、そこから約8割に相当する水分を切ることで、3,817トン減量でき、処理単価をかける約1億3,070万円の経費削減が可能となる。

志政あやせ 笠間 功治

物価高騰へ対応するため入札・契約制度の見直しを



Q 地方公共団体における入札・契約手続の運用について

Q 発注時の適切な予定価格作成への取り組み状況は。

A 工事は、最新の設計単価により設計、委託は、発注直前の見積額から設計するよう、担当課へ指導している。

Q 物価変動などに対応した契約変更の状況は。

A 工事は、令和6年度末から7年度に継続する案件のうち、国のガイドラインの通り、申請があった13件の再設計を行い、変更契約をした。委託は、請負者から申し出があった場合に協議の場を設けるよう全庁に周知しており、6年度は1者から申し出を受け、3件を変更契約した。

Q 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の活用は。

A 最低制限価格制度を導入しており、工事は入札に付する全案件に最低制限を設け、国が定める基準と同率で算定している。設計などの一部委託業務は、有効な入札書の平均額から算出する開札後算定型を導入し、入札・契約制度の適正化に努めている。

Q 中小企業への物価高対応として、最低制限価格の算定率を国より高い県規準に引き上げないか。

A 現在は国の算定基準を採用しているが、県などが独自の率を使用していることは承知しており、公平な入札のため今後調査研究していく。

議会用語の三三知識

「本会議と委員会」

議会の会議には、大きく分けて本会議と委員会があります。本会議とは、議員全員で構成する会議のことをいい、年4回3月、6月、9月、12月に開催され、必要に応じて臨時会も開催されます。議会としての権限や能力は本会議に認められるもので、議会の議決、承認、同意などは、この本会議で行わなければならない法的な効力はありません。

これに比べ委員会は、議会の内部組織として、議員の一部をもって構成する会議のことをいい、議会の運営を協議する議会運営委員会の他に綾瀬市には、3つの常任委員会と基地政策特別委員会があります。これらの委員会は、本会議での審議の予備的審査、調査機関として設置されるものです。





中止とした中心市街地のサ ウンディング調査の内容は



越川 好昭

●中心市街地再整備構想の課題と対策について

Q 中止したサウンディング調査の対象地域やその他の条件はどのように決めたか。

A 中心市街地として、一体的な地域振興を目指すエリアで検討を進めた結果、道の駅事業予定地のほか、文化会館や中央公民館などが建ち並ぶ公共施設エリアを含めた実施方針としていた。

●交通便利性の向上について

Q あやモビの現状は。

A 実証実験開始から4カ月が経過し、利用登録者数は2月末で1000人を超え、運行数は約1400回と、対象者比では海老名市の実績を上回り、順調に進んでいる。



ごみ削減とリユース推進で 循環型社会を実現しないか



公明党 三谷 小鶴

●身近な暮らしから広げる循環型社会の推進について

Q 他市の事例で、家庭から出る不用土を回収し、リサイクル園芸土として市民に無料配布する取り組みがあるが、本市でも実施しないか。

A 再利用時の土の性質が不明なことから、現段階で実施は考えていない。また、土を再利用する仕組みは有効であるとされており、今後調査研究していく。



認知症の方を地域で支える 見守り体制の充実に向けて



公明党 天笠 哲史

●みんなで向き合う認知症対策について

Q 個人に合わせたフレイル予防策の効果的なアプローチ方法は。

A 市内50カ所の地域サロンで、体操、ランチ会などさまざまな内容の予防教室を実施しており、今後も自分に合ったサロンを選び参加できるように周知していく。

●レインボー健康体操の特徴と効果は。

A 認知トレーニング、筋力トレーニングなどを合わせた体操で、認知機能や筋力の維持向上を目的としている。

●歯科健診の受診率向上と啓発の強化策は。

A 成人歯科健診を受診のデジタル技術を活用した情報格差解消に向けた取り組みは、申請件数が多い手続きから、順次振り仮名を記載した見本を作成していく。また、高齢者などに対する対面式スマホ相談を実施するほか、市民課と保険年金課で、AI電話自動応答システムの導入を計画している。



市公認キャラクター「ブタッコリ」

きつかけづくりとしつつ、引き続き、対象者へ個別勧奨通知を送付し啓発していく。

●GPSを使った認知症等行方不明位置探索サービスの利用状況は。また、認知症等行方不明SOSネットワークの登録状況は。

A 位置探索サービスの登録者数は11人、利用回数は360回である。また、SOSネットワークの登録者数は118人である。

●岡山県笠岡市の認知症の人にもやさしいお店認定事業を参考に施策を考えては。

A 現在のところ取り組み考えはない。引き続き認知症理解が進んだ共生社会の実現に向け、施策を進めていく。



外国人の日本語習得を支援 して社会統合の推進を



成田 龍二

●海外の移民政策の失敗に学んだ日本語習得推進について

Q 高市総理は、現場作業員のリーダーにあたる特定技能2号の数に上限はないと国会で答弁した。特定技能2号は家族の呼び寄せも可能で、地域社会を構成する隣人と捉えれば、海外の移民問題は参考になる。欧州では、政治家が甘い考えにとらわれ緩い立法と執行にとどまったことが要因で、パラレルソサエティが作られた。海外に学べば、外国人市民の日本語能力

向上は重要だが、どのような認識か。

A 日本語教育推進法に基づく国の方針では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況にに応じた施策を策定、実施する責務を有するとされている。今後外国人市民の増加が見込まれるため、国の方針や市の状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら取り組みを続ける。

●欧州が推奨する母国語教育などが英語文化圏への同化装置になると考え、パラレルソサエティを作り文化的侵略を防衛する視点もある。義務教育の中で日本語への学習意欲や敬意を確立するため、学校では何ができるか。

A 日本語指導が必要な児童・生徒には国際教室で日本語習得支援を行い、友人との交流活動も大切に行っている。社会参加の基礎を構築するため、今後も支援に努める。



3月14日、光綾公園南側園地がリニューアルオープンしました

議会用語の ミニ知識

「表決」

表決とは、議会の意思決定に議員が参加するための手段で、賛成、反対の意思表示をすることをいいます。

表決の方法には、大別すると議長が議題に関して賛成する者を起立させ、その多少を認定して行う「起立表決」と起立者の多少を認定しがたい場合に行う「投票による表決」、議長が異議の有無を諮る「簡易表決」の3つがあります。本市議会においては、通常「起立表決」と「簡易表決」が多く用いられています。

このように、議長が表決をとることを「採決」といい、表決の結果得られた議会の意思決定(例えば可決、否決、同意など)を「議決」といいます。したがって、「表決」は、議会の審議過程における最終手続きになります。



市の木「やまもみじ」



4月17日、地産地消フェアが開催されました<市役所1階市民ホールにて>



保育の質と高齢者支援策の充実で不安のない社会へ



日本共産党あやせ 福田久美子

●こども誰でも通園制度について

Q 子どもの状態把握や面談の留意点、受け入れ可否の判断基準は。

A 対象年齢であれば基本的に受け入れるが、子どもの状態を把握する中で、医療的ケアが必要なケースや重要事項説明に同意されない場合は、利用を断ることもある。

Q こども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いの明示が大切だが、周知方法は。

A こども誰でも通園制度は、子どもが継続的に保育所などへ通園する制度で、一時預かり事業は、保護者の都合に合わせて一時的に利用する制度である。それぞれの事業内容をホームページなどで案内しているが、違いに関する周知は行っていない。

●高齢者の安心で暮らすと環境づくりについて

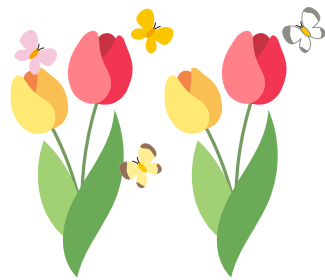
Q 終活支援の具体的な事業内容はどのようなものか。

A 人生最後の過ごし方を考え、現在の生活を充実させることを目的に、人生いきいき

き手帳の配布や、在宅での看取りをテーマにした家族介護教室を実施し、終活に関する普及啓発を行っている。

Q 市営墓地を拡張すべきと思うが、市の考えは。

A 本蓼川墓園整備以降、民間霊園の開園や、墓に対する多様な考え方があることから、拡張は考えていない。



社会情勢の変化に対応できる職員の育成と制度構築を



志政あやせ 古市 正

●職員の人材育成と早期登用制度の構築について

Q 人材育成基本方針の見直しを始め、その一環として若手職員の管理職への早期昇格制度を構築しないか。

A 基本方針改定から5年が経過しているため、各事業の進捗状況や効果などを検証し、見直しも視野に入れた上で、制度の構築、導入に向け検討していく。

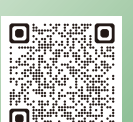
Q 現業職員の採用について持続可能な行政運営と

災害時などの市民の安全・安心を守る観点から、退職者不補充の方針を転換し、現業職員の採用を再開しないか。

A 全国の自治体で現業職員の採用再開に向けた動きがあることは承知している。他市の動向や社会情勢を注視しつつ、財政状況なども勘案し総合的に判断していく。



次の世代につながるまちづくりの基盤構築を目指して



志政あやせ 武藤 俊宏

●綾瀬市公共施設再編計画について

Q 第1期アクシオンプランでは、綾北小学校や綾北中学校の老朽化、土棚小学校の小規模校化などを課題に挙げ、令和3年度から7年度の間、再編方針の検討を開始し、次期の建て替えを目指すとしていたが、第2期以降、小中一貫校や義務教育学校の設置、エリア複合化の検討の記載がない。少子化や財政的課題を考慮し、整備計画を打ち出す状況に迫られているが、今後の方針をどのように考えているか。

A 適正規模、適正配置、施設老朽化の状況から、学校施設の統廃合は避けられない

ものど捉え、第2期以降に計画している綾北小学校の改築を皮切りに、第4期までの30年間で、学校数を3分の1程度、縮小しなければならぬイメージを持って、義務教育学校などの設置や仮校舎を使用しない改築方法なども含め、多角的な視点で検討する必要がありますと考えている。

Q 図書室や学習室の利用者に配慮し、寺尾綾北地区の複合施設に、楽器などを使用できる防音機能を強化した部屋を整備する考えは。

A 北の台コミュニケーションセンターの文化活動室と比較し、より防音性能を高めた、楽器などの使用に適した貸室の整備を検討していく。



に取り組まないか。

A 令和7年度末に市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、国の指針を踏まえた対応マニュアルの整備を進めている。今後、職員の安全や健康を守る環境整備と、良質な行政サービス提供の両立を目指し、具体的な対策を着実に推進していく。

公職選挙法による禁止行為

◇議員の寄付禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



◇時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。



これらに違反すると罰せられます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市LINE公式アカウントで、あやせ市議会だよりの発行をお知らせします！

- ・市LINE公式アカウントに登録し、「広報」情報の受信設定をすることで、市議会だより発行のお知らせを受け取ることができます。(2月、5月、8月、11月の15日/年4回発行)
- ・届いたお知らせから、市ホームページに掲載した市議会だより最新号へ、いつでも、どこでも、手軽にアクセスすることができます。



受信設定の方法

市公式アカウント

- ①メニューから「受信設定」を選択する。
- ②表示された入力フォームから「広報」にチェックを入れる。



※この設定をしないと、情報が届かないので注意してください。

- ・市LINE公式アカウントを友だち追加済みの方も、同様の方法で受信設定を変更することができます。

市議会への請願や陳情

- ◆どなたでも提出できます
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。
- ◆提出には、次のことに注意してください
 - ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
 - ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
 - ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
 - ・定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
 - ・請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

※請願(陳情)者が数人連署する場合は全員の住所、氏名、押印(記名の場合のみ、署名の場合は不要)をお願いします。

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)
令和 年 月 日

綾瀬市議会議員
〇〇〇 殿
紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 印
(氏名は署名又は記名押印)

趣旨
理由

配布に関する問い合わせ

市議会だよりの汚損・破損や配布漏れなど、配布に関するお問い合わせは、株式会社メディア・ソリューション・センターのポスティングコールセンター(☎0120-221-523、月~土曜日、午前9時~午後6時)へお問い合わせください。

次号は、令和8年8月15日に発行予定です。

3月定例会で可決された意見書

平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する政策の推進を求める意見書

1967年、武器輸出三原則を定めて以来、我が国は平和国家として殺傷能力を有する武器の輸出を制限してきた。

その後、変化する国際情勢の中で、この考え方は防衛装備移転三原則に置き変わったものの、海外移転を認める装備品の運用指針は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の非戦闘目的の5類型に限定してきた。とりわけ、殺傷能力を有する武器の海外移転は、人道的見地と世界の紛争を助長することにもなりかねないという視点から、長期にわたり自公連立政権においても堅持され続けた我が国の平和外交、平和政策の要でもある。

本年2月、高市早苗首相は国会において、この非戦闘目的の5類型を撤廃する方針を示し、その後、政府与党は防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに向けた提言を行った。

非戦闘目的の5類型の定めは、武器の海外移転に歯止めをかけてきた役割があるだけでなく、外交面でも、国際的な平和の構築に果たすべき我が国の立ち位置を、明確にするという役割もある。

現行の法体系では、内閣総理大臣をはじめとする9閣僚で構成される国家安全保障会議(NSC)の審査を経ることにより、事実上、どの国に対してどのような武器を海外移転できるのかも判断が可能となっている。武器の海外移転を巡り、国会がどこまでチェック機能を果たせるのかも不透明な状況である。

政府におかれては、戦後これまでの80年間、我が国が、平和国家として国際社会に果たしてきた役割と、その歩みを十分に尊重され、殺傷能力を有する武器の海外移転については、慎重かつ、しっかりとした歯止めのかかる法体系を再構築されるとともに、政策の実現に向けて国民的議論を経た上で国策を推進されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長 総務大臣 外務大臣 財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 防衛大臣 あて

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

詳しい内容は会議録・HPで

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。

なお、1月臨時会及び3月定例会の会議録は、5月下旬に閲覧できる予定です。

綾瀬市議会

検索

23日	17日	16日	12日	10日	6日	5日	4日	3日	●3月	26日	25日	18日	●2月
協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会

12日	1日	●5月	30日	20日	●4月
協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会	協議会・議会運営委員会

議会の動き



3月定例会の審議結果一覧表

○ 賛成 ● 反対

番号	案件名	結果	議決日	案件に対する賛否 (◎会派の代表者)															
				志政あやせ					公明党				あやせ 未来 会議	日本 共産党 あやせ	所属 なし				
				◎古 市 正	武 藤 俊 宏	齊 藤 慶 吾	金 江 大 志	石 井 麻 理	笠 間 功 治	古 郡 敏 正	◎三 谷 小 鶴	内 山 恵 子	天 笠 哲 史	野 田 広 吉	◎安 藤 多 恵 子	畑 井 陽 子	◎上 田 博 之	福 田 久 美 子	越 川 好 昭
第3号議案	令和8年度綾瀬市一般会計予算	可決	3月23日	○	○														
第4号議案	令和8年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	○	○														
第5号議案	令和8年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	〃	〃	○	○														
第6号議案	令和8年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	○	○														
第7号議案	令和8年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	〃	〃	○	○														
第8号議案	綾瀬市行政手続条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第9号議案	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第10号議案	綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第11号議案	綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第12号議案	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第13号議案	綾瀬市障害者愛護手当支給条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第14号議案	綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第15号議案	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第16号議案	綾瀬市保育料条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第17号議案	綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第18号議案	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	〃	〃	○	○														
第19号議案	和解について	〃	〃	○	○														
第20号議案	市道路線の廃止について (R274)	〃	〃	○	○														
第21号議案	市道路線の廃止について (R479-1)	〃	〃	○	○														
第22号議案	市道路線の廃止について (R481-1)	〃	〃	○	○														
第23号議案	市道路線の廃止について (R470)	〃	〃	○	○														
第24号議案	市道路線の認定について (R470-1)	〃	〃	○	○														
第25号議案	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算 (第10号)	〃	〃	○	○														
第26号議案	令和7年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	〃	〃	○	○														
第27号議案	令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算 (第3号)	〃	〃	○	○														
意見書案第1号	平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する政策の推進を求める意見書	〃	〃	●	●														
意見書案第2号	非核三原則の堅持を求める意見書	否決	〃	●	●														
意見書案第3号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書	〃	〃	●	●														
決議案第1号	外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める決議	〃	〃	●	●														

※議長(採決には加わりません)

会期日程 (予定)

6月1日 (月)	本会議 (議案審議)
4日 (木)	市民福祉常任委員会
5日 (金)	経済建設常任委員会
8日 (月)	総務教育常任委員会
10日 (水)	基地政策特別委員会
15日 (月)	本会議 (一般質問)
16日 (火)	本会議 (一般質問)
17日 (水)	本会議 (一般質問)
19日 (金)	本会議 (委員長報告~採決)

6月定例会のご案内 あなたも傍聴してみませんか

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出します。資料は10部限りです。窓口での申し込み順となります。
 - ・開会時間は午前9時、19日(金)は午前9時30分になります。
 - ・日程や時間は変更することがありますので、議会事務局にお問い合わせください。
- ※手話通訳をご希望の方は、傍聴2週間前までに議会事務局にご連絡ください。

議会事務局 ☎0467-70-5644 FAX 0467-70-5706
 ✉wm.705644@city.ayase.kanagawa.jp

今後の予定 9月定例会 9月1日~9月29日
 12月定例会 11月26日~12月16日
 令和9年3月定例会 2月25日~3月23日

